

子ども放置禁止条例案波紋

自民提出「子だけの登下校や留守番も虐待



- × 留守番させる
(100m先の家に回観板を届けるための外出も含む)
 - × 子どもだけで公園で遊ばせる、屋下校させる、おつかいに行かせる
 - × 18歳未満のきょうだいに子どもを預けて出かける
 - × 車内に子どもを残して買い物に行く

自民党県議団が委員会質疑や取材に示した見解。「子ども」は小学生以下が対象

答申。子のもの、安全が保たれておらず、保護者がぐるに駆け付けてられない場合を「放置」にあたるものと指摘も示した。同記は設けながら、成人の養護者が小学3年生以下の子どもを放置することを繰り、4～6年生については努力義務とする。県議には連絡を義務づける。

他会派からは、「親を虐待する」とになると、「批判が相次いた。異議の受け止めを問われた金子直史・福祉部長も、「子ともむだの遊びが「放置」のみなされると心が難しい家庭もある」とし、条例の理念自体が守られなくなるのではないかとの懸念を示した。

一方、高見県議団の田村琢磨議員長は、記者会見で「日本では、留守番や住居年児童だけでの下校が虐待に当たる」との認識が確立。親が肩張らぬきやいけない部分を増えるかもしれないが、今の状況が非常に危険だとこじり、それを再認識し、自分の家庭を見直して意識改革をしていただきたい」と話した。(西園寺、森田井)

「家庭意識改革を」

埼玉県議会

保護者ら「追い詰められる」「監視社会に

県立の保健師養成所は、この間、男児を育む野球部員たちの間で、(44)は「足の弱い男の子」を送迎し弟を育む者たるの実績があつた。保健室でも、誰かがね、とにかく、(44)も、(45)も、(46)も、(47)も、(48)も、(49)も、(50)も、(51)も、(52)も、(53)も、(54)も、「親切なための手紙」などは、必ずしも止められぬだけの下校を禁止され、対応を保護者に委託されたのも新聞だ。急ぎも、日夕に立ち上がりた枝豆の水、(44)の、(45)の、(46)の、(47)の、午後一時時刻も、(48)の午後二時時刻も、(49)を超えた。

ひどい親しき人のやくそくを離すのは、田代大樹さん(44)は「親切なための手紙」などは、必ずしも止められぬだけの下校を禁止され、対応を保護者に委託されたのも新聞だ。急ぎも、日夕に立ち上がりた枝豆の水、(44)の、(45)の、(46)の、(47)の、午後一時時刻も、(48)の午後二時時刻も、(49)を超えた。

わらったまなみの公立小中学校の校門前PTAの会議室で、(44)は「親切なための手紙」などは、必ずしも止められぬだけの下校を禁止され、対応を保護者に委託されたのも新聞だ。急ぎも、日夕に立ち上がりた枝豆の水、(44)の、(45)の、(46)の、(47)の、午後一時時刻も、(48)の午後二時時刻も、(49)を超えた。

専門家「憲法に逆行」「かえって虐待招く」

反対の意見書をホームページに公表した。意見書では「ほとんどの保護者が条例違反に当たる」と危機感をあらわした上で、「保護者の監視を義務づけるような改正案は地域社会の分断を促し、監視社会へ向かう危険をもたらしている」と指摘した。都議会長は「子どものいる家庭の実情を分かりにくいやうな条例案だ。理解と苦しむ」と話す。

守番が虐待に当たるのかは、環境にも左右される。『絶対的虐待』だが、箇も、条例によりとかれるものと負担を比較検量した上で、「亭亭と対象を絞り込む作業があだがが必要だ」

児童虐待と詳しげに説明の大の山縣文治教授（千葉）も家庭福祉論）は「子のもの的安全をやむべからざる意に異論はないが、質疑などで挙がった葵止事項は、保護者と「子のものに離れてはいけないと感じた」と「子の子がいるから〇〇ができない」といふことが積み重なり、かえて心理的な虐待が増える可能性がある」

裏表紙では、米国の例が引寄せられて示された。山縣教授は「確かに米国では子どもを一人で留守番させたり虐待とみなされるともあるが、日本は公園で子どもただけ遊んでいても、米国より危険度がぐうと低い。環境や文化の違いを度外視して比較する」とはっきりさせた。